



平成22年度に実施する主要事業や東埼玉総合病院の移転受け入れなど、現在の市政概要について、下表のとおり説明会を開催します。

多数のみなさんのご参加をお待ちしています。

問合せ 秘書室 ☎ (43) 1111 内線 223 ・ FAX (43) 7088

対象 どなたでも自由に参加できます。

また、対象地区以外の会場での参加もできます。

※申込みは不要ですので、時間までに直接会場までお越しください。

日時	会場	対象地区
6月22日(火) 午後7時30分から	ウェルス幸手 研修室	平須賀・平須賀1～2丁目・吉野・ 吉野1丁目・神扇・平野・中野・長 間・戸島・見立団地・戸島1～2丁 目・権現堂・上吉羽・神明内・木立・ 天神島・天神島1丁目
6月23日(水) 午後7時30分から	南公民館 会議室	上高野・上高野1丁目・栄1～7番・ 南1～3丁目
6月24日(木) 午後7時30分から	幸手市役所 第2庁舎2階 第1会議室	中1～4丁目・北1～3丁目・内国 府間・東1～5丁目・東1(三ツ家) ～5区・緑台1～2丁目
6月25日(金) 午後7時30分から	東公民館 集会室	惣新田・上宇和田・下宇和田・西関 宿・花島・中島・槇野地・下吉羽・ 細野
6月26日(土) 午後7時30分から	西公民館 大会議室	千塚・千塚団地・円藤内・松石・高 須賀・外国府間・大字幸手・西1～ 2丁目・香日向1～4丁目・中川崎・ 下川崎・中5丁目

市政概要説明会に

ご参加ください

人権それは愛

「祝福されない結婚」

結婚はだれもが、家族や親せき、友達などに祝福されたいと思っているのではないのでしょうか。

しかし、そんな当たり前のことであっても、二人の愛に大きな影を落とすのが、「結婚差別」です。

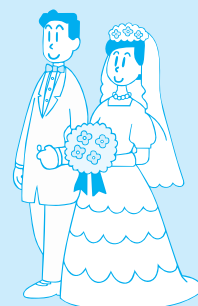
相手方の家柄、障がいの有無、外国人であることなどに対して、古い慣習や間違った認識から偏見や差別意識を持ち、世間体などを気にする家族や親せきは少なくありません。

「結婚を考えているのだけれど、今度、相手に会ってくれる。」もし、お子様からこんな相談があったとき、「どんな家の人?」、「両親は何をしているの?」、「どこ出身の人?」、と、当人には直接関係のないことばかりを聞いてしまう人もいるのではないのでしょうか。

親は、わが子の幸せをだれよりも願っています。

しかし、子どもの時からの間違った認識が偏見や差別を生んでしまい、結婚を反対してしまうこともあるのです。人生の新たな節目ともいうべき結婚が、そんなことで祝福されないのは、とても悲しいことです。憲法においても、結婚は、お互いの合意のみに基づいて成立すると明記されています。

人が人を差別することなく、私たち一人ひとりが人権を認め合う社会を築いていきたいものです。





▲修了後も楽しく活動している様子

65歳以上の人へ

“げんきアップ大作戦”

『いきいきクラブ教室』

参加者募集！

いつまでも自分らしく元気な暮らしを送るために！

介護が必要になった原因で最も多いのは、脳血管疾患ですが、つぎに認知症や衰弱、関節疾患、骨折・転倒などがあげられます。心身の機能は使わなければ低下していく一方です。

いきいきクラブ教室では、簡単にできる筋力トレーニングやストレッチ、有酸素運動を楽しく実践するとともに、栄養バランスや口腔機能(唾液分泌の大切さや飲み込む機能のしくみなど)も学習することができます。また、これらは“健康な脳”を保つことにもつながります。

さあ、みなさん、元気なうちから介護予防をはじめましょう！

簡単な運動&栄養改善&口腔ケア実践など盛りだくさんの内容です。

と き 7月2日～9月24日の毎週金曜日(全12回)
※8月13日(金)を除く。

と ころ 南公民館

内 容 ①音楽に合わせて楽しい運動(簡単体力アップ運動)毎週金曜日午後1時30分～3時
※下記②③の日は午後2時～3時。
②栄養改善講座(7月30日・8月6日、講話&調理)正午～午後2時
③口腔講座(8月20日講話、27日ケア実践)午後1時～2時

対 象 市内在住で65歳以上の人
※この教室への参加が新規の人優先。

定 員 20人(申込み順)

参加費 無料

用意する物 室内用運動靴、タオル、飲み物
※②の日は併せて三角きん、エプロン、ふきん2枚、ご飯(毎回1食分)、筆記用具。

申込み 6月11日(金)から25日(金)までに印鑑持参で介護福祉課高齢福祉担当窓口へ

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(40)3008

かわいい愛犬のためにも

マナーを守りましょう

愛犬家のみなさん、犬を散歩させるときのルールを守っていますか？

犬を飼っている人は、犬の散歩を楽しむ日課の一つとして、排泄物の始末をきちんと行い、マナーを守っているはずですが、

しかし、実際にはみなさんから、市に対して犬の「フン」が放置されているという苦情が多数寄せられています。一部のマナーを守らない心無い人たちのために不快な思いをしている人もいます。

みなさんが使う道路や公園を気持ちよく使うために、つぎのことを守りましょう。
▼「フン」は必ず持ち帰りましょう！

犬の散歩をするには「フン」が付きものです。必ずフンの始末ができる用意をし

てください。飼い主が責任を持って後始末しましょう。愛犬家にとって最低限のマナーです。

▼放し飼いはやめましょう！
犬が嫌いな人や怖がる子どももいます。けがをさせる恐れもあり、フンの処理をすることもできません。

放し飼いは人に迷惑をかけるうえに、犬をわがままにし、飼い主の手に負えなくなったり、事故に遭うなど犬にとっても危険な行為です。

また、友好的で、しつけの行き届いた犬でも犬嫌いの人には受け入れにくいものです。犬を運動させるときは、必ず引き綱をつけておこなってください。

問合せ 環境課 ☎(48)0313